

案

松戸市いじめ防止基本方針

松戸市・松戸市教育委員会

令和7年4月

«目次»

はじめに	1
第1章 いじめの防止等のための基本的な考え方	2
1 いじめの定義（法第2条）	2
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念	2
3 責任と役割	2
(1) 市民	
(2) 児童生徒	
(3) 保護者	
(4) 学校及び教職員	3
第2章 松戸市におけるいじめの防止等に関する取り組み	3
1 「松戸市いじめ防止基本方針」の策定	3
2 市長部局の体制整備・取り組み	3
(1) 体制整備	
ア 松戸市いじめ調査委員会の設置	
イ 松戸市いじめ相談連携推進会議の設置	
(2) 取り組み	
ア 相談対応の視点	4
イ 相談手段	
ウ 緊急的事案	
エ 児童生徒、保護者並びに市民に対する周知・啓発	
3 教育委員会の体制整備・取り組み	4
(1) 体制整備	4
ア 松戸市いじめ防止対策委員会の設置	
イ リーガルアドバイザーの導入	
ウ 学校アドバイザーの派遣	
エ いじめ事案支援チームの派遣	5
オ いじめ重大事態専門委員の派遣	
(2) 取り組み	5
ア 未然防止	
(ア) 教科の指導と生徒指導の一体化	
(イ) W E B Q Uの実施	
(ウ) 「豊かな人間関係づくりプログラム ～いじめ防止プログラム編～」の実施	
(エ) 「『ストップ・ザ・いじめ』子どもの心を耕す標語大作戦」の実施	
イ 早期発見	6
(ア) いじめの月例報告を実施し、各学校のいじめの認知の状況を把握	
(イ) 「W E B Q U調査結果」の分析と活用から、いじめ被害に遭っている可能性の高い児童生徒の早期発見	

- (ウ) 市長部局の「子どもＳＯＳ相談窓口」の周知を行い、松戸市全体とした、いじめの早期発見
 - (I) 「松戸市いじめ相談専用ダイヤル」等の周知
- ウ 教職員研修の充実
- エ インターネットを介してのいじめへの対策
- オ 早期対応
 - (ア) いじめ事案報告書の提出を受け、いじめ事案支援チームを派遣
 - (イ) 児童生徒、その家族が抱える課題等の解決に向け、教育と福祉の連携を基盤としたスクールソーシャルワーカーの活用
 - (ウ) 必要に応じて当時者（被害者）・相手側（加害者）ともにスクールカウンセラー等の活用も含めた心のケアの実施
 - (エ) 事案に応じた、関係機関（警察・児童相談所等）との連携
 - (オ) いじめ問題対応マニュアルの配布

第3章 学校におけるいじめの防止等に関する取り組み	7
1 「学校いじめ防止基本方針」の策定	7
2 組織	7
(1) 「いじめの防止等の対策のための組織」の設置	
(2) 組織の役割	
(3) 会議の開催	
3 学校における具体的な取り組みの推進	7
(1) 未然防止	
(2) 早期発見	8
(3) 早期対応	
(4) 繼続支援	
(5) 家庭・地域等との連携	9
(6) 関係機関との連携	
第4章 重大事態への対処	9
1 重大事態についての基本的な考え方及びその対応	9
(1) 重大事態の定義（法第28条）	
(2) 重大事態の報告	
(3) 重大事態の調査	
(4) 調査主体について	
(5) 聞き取りについて	10
(6) 調査を行うための組織について	
2 調査結果の提供及び報告	10
(1) 当事者（被害者）児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任	
(2) 調査結果の報告	
(3) 調査結果の公表	
3 市長による再調査及び措置	11
(1) 再調査	
(2) 再調査の結果を踏まえた措置	

松戸市いじめ防止基本方針

はじめに

わが国が抱えている教育課題は多岐にわたっています。依然として、いじめ問題への対応は喫緊の課題であります。

これまでに、いじめに対する様々な対策が取られてきました。しかし、いじめによる問題行動は根絶には至らず、児童生徒の心身を大きく傷つけ、精神的なダメージを与えています。「これ以上、いじめに悩み、苦しむ子どもを出してはいけない、いじめによって子どもたちの尊い命が奪われてはならない」という思いは、学校教育に携わる全ての教職員の共通の願いであります。

平成25年に、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号。以下「法」という。)が制定され、いじめ問題について学校が取るべき施策が明記されました。また、令和4年12月には生徒指導提要の改訂も行われました。各学校においては、法に基づき、基本方針や組織を設置し、常に学校の実情に合うように基本方針の見直しを行い、学校全体で取り組んでいるところです。

本市においては、社会の多様化と同じく、いじめ問題も多様化・複雑化しており、学校での対応においても苦慮しているところであります。

また、令和5年に、こども家庭庁が設立され、社会全体でのいじめの防止対策を推進するため、文部科学省と連携しつつ、学校外からのアプローチによるいじめ防止対策に取り組むことが示されました。

本市においても、全市民のいじめ問題を松戸市全体で取り組むため、市長部局に学校以外のいじめ相談にも対応する体制を整え、社会総がかりのいじめ防止対策を推進できるよう、法第12条の規定、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「松戸市いじめ防止基本方針」を定めます。

第1章 いじめの防止等のための基本的な考え方

1 いじめの定義（法第2条）

「いじめ」とは、「児童等※に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※児童等とは、児童または生徒のことである。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題であることから、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、関係機関との連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

3 責任と役割

（1）市民

- ア 市民は、児童生徒に対する見守り等を行い、児童生徒が安心して過ごすことができる環境づくりに努めることとする。
- イ 市民は、いじめを発見した場合、またはいじめの疑いがあると認められる場合には、学校等に情報を提供するよう努めることとする。

（2）児童生徒

- ア 全ての児童生徒は、いじめを行ってはならない。
- イ 全ての児童生徒は、いじめを認識しながらこれを放置してはならない。
- ウ 全ての児童生徒は、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する理解を深めなければならない。

（3）保護者

- ア 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合、その児童生徒の生命及び心身を保護するように努めることとする。

- イ 保護者は、「いじめは絶対に許されない行為である」ことを、保護する児童生徒に十分理解させ、いじめを行うことがないよう指導を行うこととする。
- ウ 保護者は、市や学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めることとする。

(4) 学校及び教職員

- ア 学校及び学校の教職員は、関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組まなければならない。
- イ 学校及び学校の教職員は、在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。

第2章 松戸市におけるいじめの防止等に関する取り組み

1 「松戸市いじめ防止基本方針」の策定

松戸市は、国、県に基づいて、いじめの防止等の取り組みについての基本的な方向、取り組みの内容等を「松戸市いじめ防止基本方針」（以下「松戸市基本方針」という。）として定め、これを松戸市のホームページ等で公表する。

2 市長部局の体制整備・取り組み

市長部局は、いじめの防止と子どもの安心安全な生活を守るために、以下の施策を推進する。

(1) 体制整備

ア 松戸市いじめ調査委員会の設置

松戸市は、法第30条第2項の規定に基づき「松戸市いじめ調査委員会」を設置する。「松戸市いじめ調査委員会」は市長の諮問に応じ、松戸市いじめ調査委員会条例第2条に定める事項について調査をする。

イ 松戸市いじめ相談連携推進会議の設置

いじめの防止の取り組みや対応についての学校と地域の関係機関等との問題にかかる連携を確保するために、法第14条第1項の規定に基づき、「松戸市いじめ相談連携推進会議」を設置する。

(2) 取り組み

市長部局は、全市民のいじめ問題を松戸市全体として取り組むべく、18歳以下のすべての子どもを対象として、学校以外のいじめ相談にも対応する体制を整備する。また、教育委員会・学校等との連携協力のもと、いじめ重大事態の未然防止を図り、総合的な対応に努める。

ア 相談対応の視点

- (ア) 子ども自身を主体として、第三者的立場、人権的アプローチからの相談対応を実施する。
- (イ) 専門職（心理士、社会福祉士）による相談者や当該児童生徒の心のケア、福祉的ケアを中心として対応する。
- (ウ) 教育委員会、児童福祉部門、健康医療部門、地域、家庭が広く連携して対応する。

イ 相談手段

電話、窓口、メール、SNSの手段により実施する。

ウ 緊急的事案

自殺等の高リスク、深刻な被害の継続、学校に行くのが怖いなどの事態に対しては、緊急的事案として対応する。

エ 児童生徒、保護者並びに市民に対する周知・啓発

家庭や地域とともに松戸市全体でいじめの防止に取り組むために、広報まつどやホームページによる広報、チラシ・カード、相談レターの配布等による周知・啓発に努める。

3 教育委員会の体制整備・取り組み

教育委員会は、いじめの防止と子どもの安心安全な生活を守るため、以下の施策を推進する。

(1) 体制整備

ア 松戸市いじめ防止対策委員会の設置

教育委員会は、法第14条第3項の規定に基づき、「松戸市いじめ防止対策委員会」を設置する。「松戸市いじめ防止対策委員会」は、教育委員会の諮問に応じ、松戸市いじめ防止対策委員会条例第2条に定める事項について調査審議をする。

イ リーガルアドバイザーの導入

教育委員会は、法規に関する専門家として、多角的視点・手段でのサポートを行うため、リーガルアドバイザーを配置する。

ウ 学校アドバイザーの派遣

教育委員会は、生徒指導・学級経営に高い知見をもったアドバイザーを配置し、各校を巡回訪問し、各校の状況を把握するとともに、教職員に対して指導をする。また、学校経営、学級経営等、各校からの要望に応じて支援する。

エ いじめ事案支援チームの派遣

教育委員会は、いじめが理由で児童生徒が3日以上の欠席となった場合、児童生徒課指導主事・学校アドバイザー・心理士・スクールソーシャルワーカーで組織するいじめ事案支援チームの派遣を当事者の家庭に提案し、必要に応じて、いじめ事案支援チームを派遣し、当事者や保護者に対して直接面談等を行い、支援する。

オ いじめ重大事態専門委員の派遣

教育委員会は、いじめ重大事態の調査において、学校が調査主体になる場合に、専門的な知識及び経験を有する弁護士・心理士等の第三者を派遣し、調査の公平性・中立性を確保する。

(2) 取り組み

ア 未然防止

(ア) 教科の指導と生徒指導の一体化

学習活動において、自己有用感を高めたり、生徒指導の機能（学ぶ意欲を支える四要素）のある授業展開ができるように学校訪問等で指導を行う。

- a 自己決定の場を与える・・・・・自分の考えを発表する場を与える等
- b 自己存在感を与える・・・・・承認や賞賛を行い所属感・存在感を与える等
- c 共感的人間関係を育成する・・・お互いの良さを認め合う場を与える等
- d 安全・安心な風土を醸成する・・規範意識を育成する場を与える等

(イ) WEBQUの実施

WEBQUを小学4年から中学校3年の児童生徒全員に実施することにより、学級の状態の把握、いじめを受けている可能性の高い児童生徒の把握等を通して、いじめの起きにくくい学級風土を醸成する。

(ウ) 「豊かな人間関係づくりプログラム ～いじめ防止プログラム編～」の実施

ソーシャルスキルトレーニングの教材として活用できる「豊かな人間関係作りプログラム ～いじめ防止プログラム編～」を各校に配付し、活用を促す。

(エ) 「『ストップ・ザ・いじめ』子どもの心を耕す標語大作戦」の実施

各校で実施し、代表作を教育委員会へ提出する。代表の標語を小中学生の大会や発表会などでプログラムに掲出し啓発を行う。

イ 早期発見

いじめの早期発見は、いじめの迅速な対応の前提であり、いじめを受けた児童生徒が心の傷を広げないよう、積極的にいじめを認知する必要がある。

(ア) いじめの月例報告を実施し、各学校のいじめの認知の状況を把握

(イ) 「WEB QU 調査結果」の分析と活用から、いじめ被害に遭っている可能性の高い児童生徒の早期発見

(ウ) 市長部局の「子どもSOS相談窓口」の周知を行い、松戸市全体での、いじめの早期発見

(イ) 「松戸市いじめ相談専用ダイヤル」等の周知

a 「いじめ相談専門員」を配置して電話相談を実施

b 毎年、相談窓口の周知のためにカードを全校の児童生徒へ配付

ウ 教職員研修の充実

教育委員会は、教職員を対象に、いじめの防止等に関する研修、生徒指導担当・人権教育推進担当・道徳教育推進担当へ専門性を高める研修等を実施し、いじめの防止等に関する資質能力の向上に努める。また、学校からの要望に応じて、各校の研修会に講師を派遣する。

また、「いじめ問題対応マニュアル」(教育委員会発行)を各職員に提示し周知する。各種研修に活用し、未然防止・早期発見・早期対応・継続支援を図る。

エ インターネットを介してのいじめへの対策

教育委員会は、千葉県及び近隣市と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずる。関係機関と連携し、児童生徒や保護者に対して資料等を配布するなど啓発活動を実施する。また、情報モラル教育の実施を促し、学校等に講師を派遣する。

オ 早期対応

教育委員会は、初動態勢及びその後の対応について、各校に指導・助言する。

(ア) いじめ事案報告書の提出を受け、いじめ事案支援チームを派遣

(イ) 児童生徒、その家族が抱える課題等の解決に向け、教育と福祉の連携を基盤としたスクールソーシャルワーカーの活用

(ウ) 必要に応じて当事者(被害者)・相手側(加害者)ともにスクールカウンセラー等の活用も含めた心のケアの実施

(イ) 事案に応じた、関係機関(警察・児童相談所等)との連携

(オ) いじめ問題対応マニュアルの配布

第3章 学校におけるいじめの防止等に関する取り組み

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

学校は、国、県及び「松戸市基本方針」に基づいて、いじめの防止等の取り組みについての基本的な方向、取り組みの内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として各学校が定め、これを学校のホームページ等で公表する。

「学校基本方針」には、いじめの防止のための取り組み、児童生徒への支援や指導、未然防止・早期発見・早期対応・継続支援のあり方、家庭・地域・警察をはじめとした関係機関等との連携など、学校におけるいじめの防止全体に関わる内容を定め、絶えず見直しを図る。

2 組織

学校は、いじめへの対応にあたり、特定の教職員が問題を抱え込まないよう、学校の教職員等の間における情報の共有及び協力体制の構築を適切に行う必要がある。

また学校には、いじめの防止等の対策のための組織を置く必要がある（法第22条）。

（1）「いじめの防止等の対策のための組織」の設置

学校は、「いじめの防止等の対策のための組織」を設置する。例えば、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士等で組織を構成する。

（2）組織の役割

ア いじめに対する組織的対応の中核として、「学校基本方針」に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・検証

イ いじめの相談・通報の窓口

ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有

エ いじめの防止に係る校内研修の企画と実施

（3）会議の開催

ア 年間を通して、複数回の定例会を開催する。

イ いじめ事案が発生した場合はすみやかに集合し、緊急会議を実施する。

なお、この際（1）に示す組織については、事案によって柔軟に編成する。

3 学校における具体的な取り組みの推進

（1）未然防止

学校は、いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む必要がある。その際、「わかる授業展開による主体的・対話的な深い学びの実践」「考え、議論する道徳教

育の充実」「松戸市版豊かな人間関係作りプログラムの活用やWEB QUを活用した学級集団づくり、異学年集団での活動の充実による豊かな人間関係づくりの推進」「法教育等による規範意識の育成」「児童生徒会活動を中心とした自発的活動」「教職員のいじめに対する意識の向上」等を通して、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 早期発見

学校は、月に1回程度のアンケートの実施や教育相談の実施により、いじめの実態把握に取り組む。アンケートについては、結果が速やかに管理職まで報告されるよう、校内の組織的対応を進める。

また、複数職員による児童生徒の観察、休み時間や登下校時の見守りの中から児童生徒の変化を見逃さないように取り組む。さらに、学校の相談体制を整え、窓口を周知することや松戸市いじめ相談専用ダイヤルカードの配布、様々な相談窓口の周知に努め、早期発見に取り組む。

(3) 早期対応

学校は、いじめを発見したり、通報を受けたりした教職員は一人で抱え込みず、直ちに校内いじめ防止対策委員会に報告し、同委員会を中心として、組織的に、速やかに対応する。被害児童生徒を徹底して守り通す姿勢を被害児童生徒とその保護者に伝える。事案によっては、警察への通報など関係機関と速やかに連携する。いじめ被害者の安全確保を最優先し、同時にケアを開始する。

学校の定めた方針等に沿って、いじめ加害者や周辺の生徒への聴き取り調査等を実施し、いじめ加害者には教育的配慮の下、毅然とした指導を行い、その保護者には指導上の助言を行う。はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

(4) 繙続支援

いじめが「解消している」状態については、国基本方針において定められている。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとされていることに留意が必要である。

(国基本方針) ①いじめに係る行為が止んでいること

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

上記の、いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。併せて家庭との連絡を密にとることで安心感を持たせられるようにする。

(5) 家庭・地域等との連携

いじめ問題の解決には、保護者の理解が欠かせない。また、いじめは学校内だけではなく、地域の方からの通報も考えられることから、学校は、「学校基本方針」等について、ホームページで公表する等、家庭・地域への周知を図り、理解や協力を得られるようにする。

(6) 関係機関との連携

学校は、教育委員会、こども家庭センター、松戸市少年センター等の関係機関と連携し、問題解決に向けて指導助言等必要な支援を受ける。また、いじめの状況について教育委員会へ報告し、情報を共有する。

警察との連携については、必要に応じて、学校・警察連絡制度の活用を積極的に行い、情報を共有し協力していじめ事案に係る具体的な対策を講ずる。

第4章 重大事態への対処

1 重大事態についての基本的な考え方及びその対応

(1) 重大事態の定義（法第28条）

重大事態とは、「いじめ」により重大被害が発生した「疑い」がある事態を言う。その事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態を指す。

重大事態については、法に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、「千葉県いじめ防止基本方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省）」を参照し、「松戸市基本方針」に則って対応する。

(2) 重大事態の報告

学校は、法に基づき、重大事態が生じた際は、直ちに教育委員会に報告する。

(3) 重大事態の調査

法第28条第1項の規定により、学校の設置者又はその設置する学校が重大事態の定義に該当すると「認める」ときに調査を行うものとする。

(4) 調査主体について

重大事態の調査は、学校が主体となって行う場合と、教育委員会が主体となって行う場合がある。教育長が総合的に判断し決定する。

(5) 聞き取りについて

学校や教育委員会は、経緯や事案の特性、当事者（被害者）児童生徒又は保護者の訴えなどを面談等を通じて十分に把握しなくてはならない。

なお、当事者（被害者）児童生徒又は保護者から同席者の希望がある場合、同席についての理由が、当事者（被害者）児童生徒又は保護者に介護・支援が必要である時は、いじめ防止対策委員会でそれを検討することとする。また、いじめ防止対策委員会が必要と認めた場合も同様とする。

(6) 調査を行うための組織について

学校が主体となって調査を行う場合は、各学校に設置した「いじめの防止等の対策のための組織」と教育委員会より派遣された「いじめ重大事態専門委員」が調査を行う。

教育委員会が主体となって調査を行う場合は、松戸市いじめ防止対策委員会条例に基づき、教育委員会からの諮問に応じ、松戸市いじめ防止対策委員会が調査にあたる。調査については、諮問した案件を松戸市いじめ防止対策委員会で審議し、その答申を受けて、教育委員会が報告書を作成する。

2 調査結果の提供及び報告

(1) 当事者（被害者）児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

学校及び教育委員会は、必要な情報を面談等を通じて当事者及び当事者保護者へ直接提供する。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、松戸市個人情報の保護に関する条例に基づき、他の児童生徒の個人情報保護に配慮するなど、関係者の個人情報の取り扱いに十分配慮する。

(2) 調査結果の報告

学校が調査主体の場合には、学校が教育委員会に報告し教育委員会は市長に報告する。教育委員会が調査主体の場合には、松戸市いじめ防止対策委員会から答申受け、教育委員会が報告書を作成し、市長に報告する。

(3) 調査結果の公表

学校及び学校の設置者が公表するか否かを判断する。公表する場合には、特段の支障がないかどうかを、十分に検討する。

3 市長による再調査及び措置

(1) 再調査

第4章 2(2)の報告を受けた市長は、報告された重大事態への対処又はそれと同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に従い、報告された調査結果について再調査を行うことができる。

その場合、市長は、松戸市いじめ調査委員会へ諮問し調査を行う。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置

市長は法第30条3項の規定に従い、再調査の結果を議会に報告しなければならない。議会へ報告する内容について個々の事案に応じて適切に設定し、個人情報に対しては松戸市個人情報の保護に関する条例に基づき、必要な配慮を確保しなければならない。

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要な措置を講ずる。